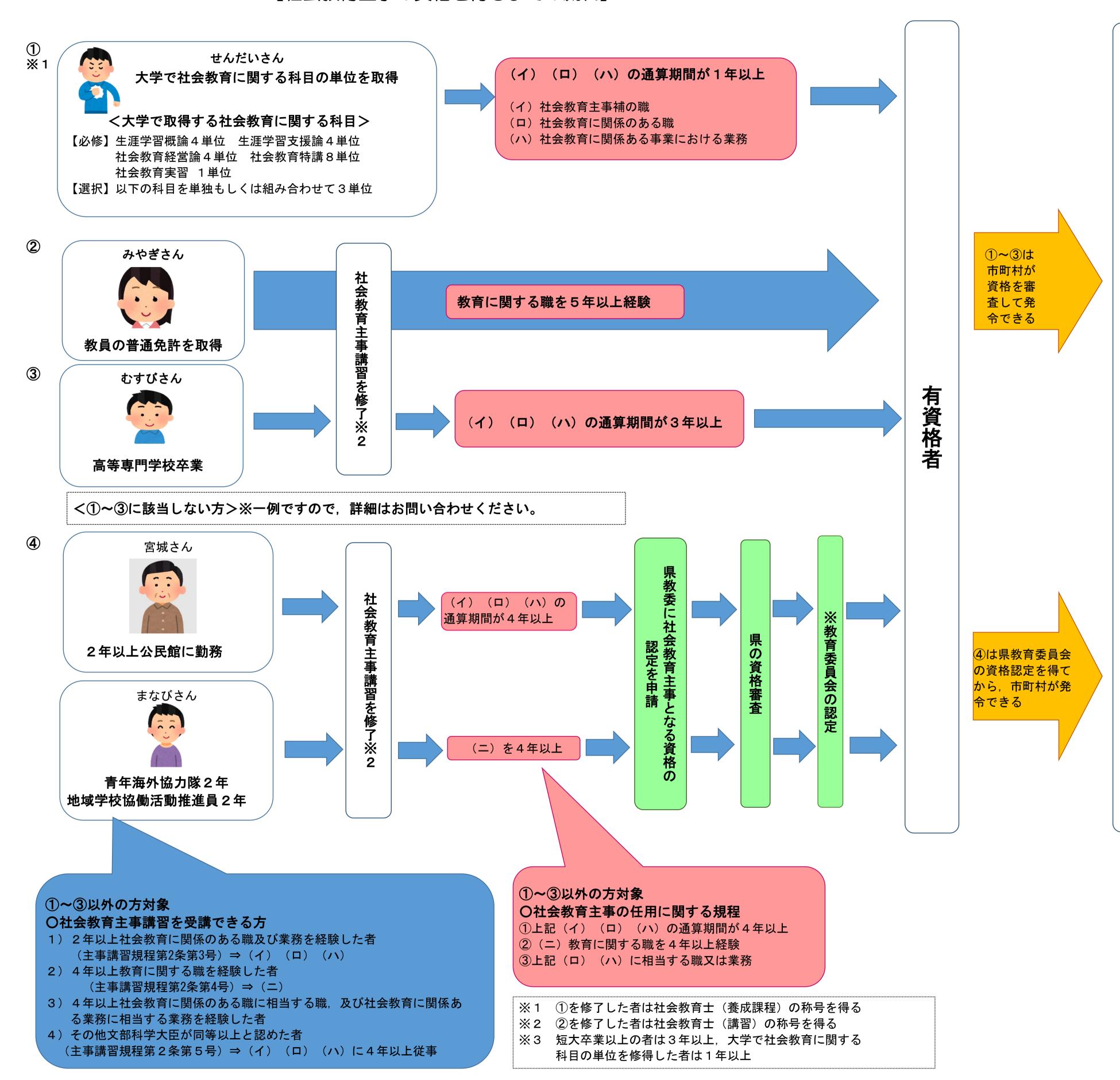
【社会教育主事の資格を得るまでの流れ】



【参考】

社会教育主事講習・社会教育主事等に関する法令等

- · 社会教育法第9条
- 社会教育主事講習規程
- ・社会教育主事の資格及び受講資格の取扱について

【参考】

(イ)社会教育主事補

(ロ) 社会教育に関係のある職

地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。)において、社会教育に係る学習又は、文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に 従事する者の職

<主な職>

社会教育主事

の

発令

社会教育委員 公民館運営審議会委員 図書館協議会委員 博物館協議会委員 教育委員 生涯学習審議会委員等(公民館等 において事業企画・実施を担当する非常勤職員等を含む) <その他(抜粋)>

社会福祉主事 児童福祉司 介護福祉士 社会福祉士 学芸員 勤労青少年ホーム指導員 司書 等

(ハ) 社会教育に関係ある事業における業務

地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。)において、社会教育に係る学習又は、文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に 従事する者の職

<業務の例>

事業の目標設定 事業計画の作成 講師の確保 講師・指導者と しての教授 参加者への活動援助(ボランティア・非常勤職員を 含む)

<その他(抜粋)>

青年海外協力隊員 シニア海外ボランティア 日系社会青年ボラ ンティア開発等として途上国に派遣された技術協力専門家等

(二)教育に関する職

学校教育法に規定する学校の 学長 校長(園長)副学長 教 授助教授 助手講師(常勤)教頭 教諭 助教諭 養護(助) 教諭実習所持 寄宿舎指導者 事務職員(常勤) 学校または 共同調理場栄養職員 その他(抜粋)少年院当で教育を担当す る者 保育士